

No.50
2006年8月発行

淀川水系 流域委員会

ニュースレター

<http://www.yodoriver.org>

淀川水系流域委員会ニュースレターNo.50

2006年8月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社日本能率協会総合研究所
淀川グループ

〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-2-8 トーア紡第2ビル203

TEL (06) 6209-0034 FAX: (06) 6209-0036

E-mail: yodogawa@jmar.info

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局/淀川河川事務所/琵琶湖河川事務所/大戸川ダム工事事務所/淀川ダム統合管理事務所/猪名川河川事務所/
猪名川総合開発工事事務所/木津川上流河川事務所/水資源機構 関西支社/滋賀県 土木交通部河港課/京都府 土木建築部河川計画室/
大阪府 土木部河川室/兵庫県土木局河川計画課/奈良県 土木部河川課/三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。



CONTENTS

委員会

- 第50回委員会 4月24日(月) P. 1
- 第51回委員会 7月6日(木) P. 5

部会

- 第37回琵琶湖部会 5月30日(火) P. 9
- 第34回淀川部会 5月28日(日) P.13
- 第31回猪名川部会 5月20日(土) P.17
- 第2回木津川上流部会(検討会) 5月18日(木) P.21
- 第7回利水・水需要管理部会 6月25日(日) P.25
- 第9回住民参加部会 6月26日(月) P.29

このニュースレターは委員会・部会の開催結果をお知らせするものです。

第50回委員会

- 開催日時：2006年4月24日（月）13：30～16：10
- 場 所：みやこめっせ 1階 第2展示場D
- 参加者数：委員21名 河川管理者19名
一般傍聴者（マスコミ含む）191名



1. 決定事項

・部長は、5月の地域別部会で河川管理者から説明して頂く整備内容シートを選び、河川管理者に伝える。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料1を用いて経過報告がなされた後、河川管理者より委員異動について「嘉田委員から委員辞任の申し出があり4月18日付で委員委嘱を免じる辞令を交付した」との報告がなされた。

3. 審議の概要

①ダム等の管理に係るフォローアップについて

河川管理者より、審議資料1「ダム等の管理に係るフォローアップについて」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

・規約第2条（4）には、整備計画が策定されるまでは法律や要領に準じて再評価・事後評価を行うとしているが、「準じて」とはどういう意味か。また、評価しなければならぬ事業の総数はどれくらいなのか。

←整備計画が策定されるまでの再評価・事後評価は、事後評価監視委員会が権限を持っており、事業評価監視委員会から意見を頂く。事後評価監視委員会が審議を行うにあたっては、これまでの流域委員会での審議を踏まえた審議を行う。これを「準じて」としている。整備計画策定後は、事後評価監視委員会の権限が流域委員会に移行する。再評価・事後評価の具体的な数は、今年度はあったとしても1～2件程度だろう。正確な数字は改めてお示ししたいが、何十件もあるものではない（河川管理者）。

・フォローアップ制度での事業中のダム（丹生ダム等）の取り扱いはどうなるのか。

←フォローアップ制度は、管理に移行したダムを対象としている。事業中のダムは再評価の対象になり、事業評価監視委員会にて流域委員会の審議を踏まえて再評価を行っている（河川管理者）。

②河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートについて

河川管理者より、審議資料2-2「河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートについて」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

・事業の全体像として、どこに目標を置き、どの程度達成されているのかわかりにくい。追加的な説明資料を請求してもよいのか。

←必要な追加資料は用意する。どういった資料が必要なのか、ご意見を頂きたい（河川管理者）。

・整備内容シートは地域別部会で審議するとのことだが、利水に関する事業はどうするのか。

←「住民参加」も同様だが、共通する事業や技術的な問題についてはテーマ別部会で検討し、各地域に関連する事業は地域別部会で審議をお願いしたい（委員長）。

←例えば、河川レンジャー制度に関しては、地域別部会では各河川事務所での取り組みを説明してもらい、住民参加部会では制度の改善等について検討していく必要がある。

・現地視察は可能なのか。整備内容シートは適宜更新されるのか。

←必要であれば現地をご覧頂きたい。整備内容シートは適宜更新していくが、今回、進捗点検にあたってご意見を頂く時点としては、本日説明した整備内容シートに対してご意見を頂きたい（河川管理者）。

③琵琶湖水位操作の試行とその結果についての説明と質疑

河川管理者より、審議資料3「琵琶湖水位の移行操作（試行）とその結果について」を用いて説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

・新旭町や湖北町でフナ類の産卵数が平成16年度と平成17年度で大きく違っているのは何故か。

←原因はまだよく分かっていない。一般的にフナ類は降雨後に産卵するとされており、昨年度は降雨が少なかったために産卵機会に恵まれなかったのではないかと。昨年度は十分な結果が得られなかっ

たので、今年度の結果を見た上で水陸移行WGに検討して頂きたいと考えている（河川管理者）。
←地域による生残率の違いは、おそらく湖岸形状の違いによるものだろう。新旭町は湖岸形状が凸凹していて陸地側に水が貯まりやすいため、水位が下がっても完全に干上がるのが少なく、生残率が高い。湖北町は凸凹が乏しいため、干出面積が大きくなり、生残率が高くないと思われる。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ、2名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

・整備内容シートに、委員や一般の意見が反映されていないのは、消極的すぎるのではないかと。例えば、堤防の越水対策について何度も意見を述べてきたが、整備内容シートには盛り込まれておらず、取り組みの進捗も全く見えない。新たに出てきた問題についても、新しい項目として盛り込んで欲しい。

・流域委員会を企画した3人の河川管理者は、改正河川法を積極的に解釈したのみならず、その限界を超えてしかるべしと考えていた。今後何ヶ月間は、提言「新たな河川整備を目指して」の高い志を実現できるかどうかの正念場となる。委員には、彼らの思いを改めて思い起こして頂きたい（参考資料1 No.695）。また、パンフレット「新たな河川整備を目指して」P19～22の基礎原案に対する委員会意見書の取り扱い、重要な指摘を抹消し、河川管理者の責任を和らげるような表現に変え、委員会の重みのある意見を省くように意図されているように思える。他にも、「浸水被害の軽減」が「解消」となっていたり、「軽減」が「解消」に書きかえられている箇所がある。委員会の対応が必要だ。

5. 「一般からの意見提出、および一般傍聴者からの意見聴取の方法」についての意見交換

住民参加部会長より、意見交換資料1「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」を用いて、今後の流域委員会における一般からの意見提出と配布、および一般傍聴者からの意見聴取に関する提案について説明がなされた後、傍聴者を交えた意見交換がなされた。主な意見交換は以下の通り（例示）。

・一般意見を規制するつもりは全くない。「委員会としていかに一般意見を参考にすればよいか」というのが、今回の提案の意図だ。委員会としてふさわしい一般意見の取り扱いについて検討してゆきたい。特に、はじめて来られた一般傍聴者のご意見を聴きたいと思っている。本日頂いたご意見やアンケート結果を踏まえて運営会議で最終案を検討し、次回の委員会で諮りたい。承認されれば、次々回の委員会から実行する（委員長）。

・委員会への意見提出ルールとして、「A4で3枚（6ページ）」となっているが、1人3枚なのか、1項目3枚なのか。また、委員の意見提出も一般と同じルールなのか。

←委員の意見提出も一般と同じルールだ。「1項目あたりA4で3枚」だと考えている。何項目にもわたって意見を出せるのであればぜひ出してもらいたい（委員長）。

・委員会の提案は、「一般傍聴発言希望記入用紙に書かなければ発言できない」とも読めるが、他人の意見に触発されて急に意見を言いたくなる場合もある。機械的な対応ではなく、柔軟な対応が必要だ。

・委員会の提案は、実質的には一般からの意見提出の制限になる。「A4で3枚以内」では意見を出しにくい。枚数制限にいったいどれほどの意味があるのか。また、資料には「一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障を生じている」という記述があるが、具体例を挙げて頂きたい（一般傍聴者）。

←参考資料1には重複する意見もあった。「過去の資料を参照してください」という但し書きでよかったです。枚数制限は意見の中身にもよる。今回の提案は「原則」としてのお願いだ（委員長）。

←委員会には、流域住民の意見を積極的に採り上げていく姿勢が必要だ。重複配布資料については、河川管理者も同じ資料を何度も配付しており、配布方法で改善できる（案内はきによる事前連絡）。積極的に一般意見を採り上げるための提案がないまま、意見提出を制限すべきではない（一般傍聴者）。

・参考資料1には意図不明の意見が提出されている。意見提出者にも資料の説明責任がある（一般傍聴者）。

←河川法改正は、住民意見の反映が趣旨だが、実現できていない。本省での議論が報告されておらず、住民への説明責任が果たせていない。そういうこともあり、一般意見として新聞記事等を提出している。参考資料1として掲載するかどうかは、委員会と庶務で選定すればよい（一般傍聴者）。

第50回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

第50回委員会では、審議資料1「ダム等の管理に係るフォローアップについて」を用いて河川管理者より説明が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

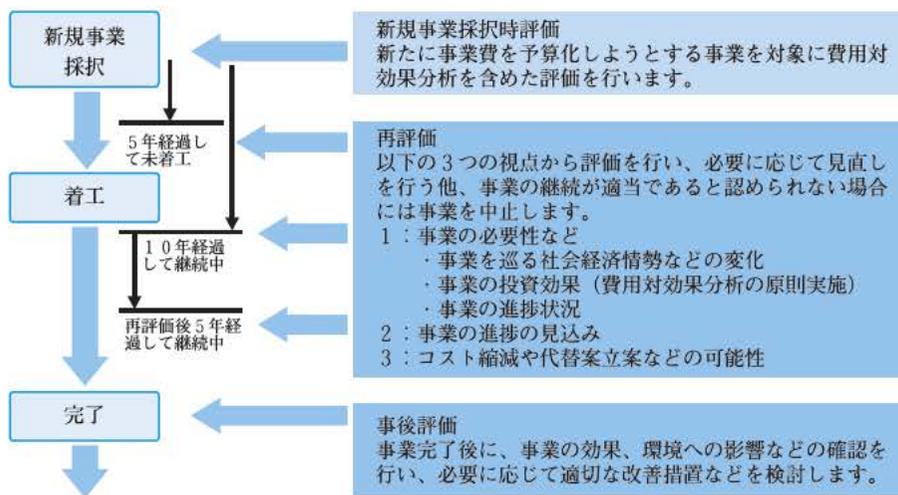
従来の淀川水系流域委員会

- ・ 淀川水系河川整備計画策定にあたり意見を述べる
- ・ 関係住民の意見の反映方法について意見を述べる

今後の淀川水系流域委員会

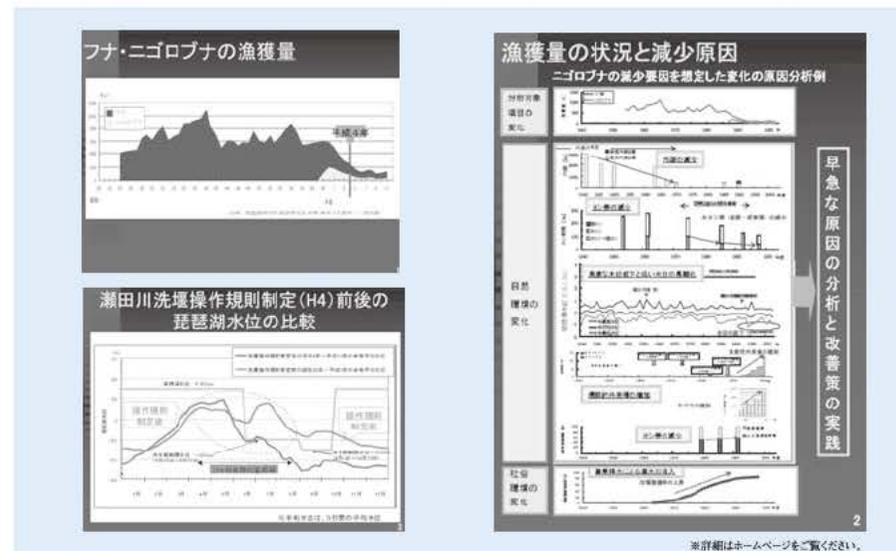
- ・ 河川整備計画(案を含む)の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べる
- ・ 河川整備計画(案を含む)の変更について意見を述べる
- ・ 河川法に基づき淀川水系河川整備計画が策定されるまでは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に準じて、河川事業・ダム事業にかかわる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる

- ・ 再評価・事後評価とは
評価の対象：災害復旧事業などを除く、国土交通省が所管する全ての公共事業



■審議資料3より

第50回委員会では、審議資料3「琵琶湖水位の移行操作（試行）とその結果について」を用いて河川管理者より説明が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。



配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R50-A
報告資料 1	前回委員会（2006.2.13）以後の会議等の開催経過について	R50-B
報告資料 2	地域別部会、部会、WGの委員構成一覧表	R50-C
審議資料 1	ダム等の管理に係るフォローアップについて →河川管理者提供資料→	R50-D
審議資料 2-1	河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シート（机上・閲覧資料） →河川管理者提供資料→	—
審議資料 2-2	河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートの目次一覧 →河川管理者提供資料→	R50-E
審議資料 2-3	淀川水系河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートについて →河川管理者提供資料→	R50-F
審議資料 3	琵琶湖水位の移行操作（試行）とその結果について →河川管理者提供資料→	R50-G
意見交換資料 1	一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案	R50-H
意見交換資料 2	「一般からの意見提出と配布、および一般傍聴者からの意見聴取の方法」に関するアンケート記入用紙	R50-I
その他資料 1	委員会の今後のスケジュール	R50-J
参考資料 1	委員および一般からのご意見	R50-K

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.34の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第51回委員会

- 開催日時：2006年7月6日（木）15：00～17：50
- 場 所：みやこめっせ地下1階 第1展示場B面
- 参加者数：委員21名、河川管理者（指定席）16名、
一般傍聴者（マスコミ含む）174名



1. 決定事項

- ・「平成17年度事業の進捗点検についての意見（案）」への修正意見や追加して意見を述べるべき事業項目がある場合は、7月15日（土）24:00を期限に庶務まで提出する。委員会作業検討会（7/17）にて修正意見等を審議して意見書の最終修正を行う。その後、意見書（最終案）について全委員への意見照会を行う。この時点で意見書（最終案）に対する異なる意見（少数意見）がある場合は、意見書に付して一体化する。
- ・今後の一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取について、審議資料2「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」が承認された。不都合な点があれば随時修正をする。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料1「各会議の結果報告」を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた

3. 審議の概要

①平成17年度事業の進捗点検についての意見に関して

- 審議資料1「平成17年度事業の進捗点検についての意見（案）」を用いて、各部長からそれぞれの部会に関連する主な意見について説明がなされた後、意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通りに決定した。主な意見は以下の通り（例示）。
- ・河川管理者には、縦割り行政を超えて、農業用水の実態について調べて欲しい。水利権を決定した際の水田の面積と現状の水田の面積を比較できないか。都市部では大きくかけ離れているだろう。
- ・「治水-5 狭窄部上流の浸水被害の軽減」に対する意見として、「当面実施しないとした大戸川ダムおよび余野川ダムがそれぞれ亀岡地区および多田地区の治水対策に組み込まれている」と書かれている。「淀川水系5ダムについての方針」では、大戸川ダムと余野川ダムは当面実施しないとなっていたが、今なお、それぞれのダムが治水対策として検討されていると理解してよいのか。
 - ←「淀川水系5ダムについての方針」は変更されていない。これまでに大戸川ダムと余野川ダムの効果を検討してきたことは確かであり、その検討過程を整備内容シートに記載しているとご理解頂きたい。事業中のダムの検討結果が書かれていない点が紛らわしかったと思っている。検討結果を書いておけばよりわかりやすかった（河川管理者）。
 - ←整備内容シートには、かなり以前の検討内容（大戸川ダムと日吉ダムの利水振替等）が取り消されずに書かれたままになっている。誤解のないような書き方をしておくべきだ。
- ・「治水-13 みんなで守る」の猪名川河川事務所管内の排水機場に対する意見は、河川管理者にいかなる検討を求めているのかが不明であり、具体性に欠けている。整備内容シートによれば、破堤後の排水ポンプの運転調整について大筋の合意がなされたということだが、破堤後の調整では意味がない。河川管理者は破堤を回避するために危険水位に近づけば関係者に排水ポンプの運転調整をするよう要請すべきだ。したがって、委員会の意見としては「準備会の合意は破棄し、水害に強い地域づくり協議会であらためて協議されるべきだ」という意見にすべきだ。河川管理者には「危険水位に達しているのに危険を増長させる作위는許さない」という揺るぎない姿勢が求められる。ただ、関係者との合意には困難が伴うと思われるため、合意が必ず得られるとは限らない。その場合は、当事者責任として危険水位で排水ポンプを運転停止するよう要請していくべきだ。
 - ←河川管理者としても、破堤を回避するために排水ポンプを運転調整していくことを目標としている。今後、あらためて専門部会を立ち上げ、破堤前の排水ポンプの運転調整を目指して検討していく。目指す方向は同じだと考えている（河川管理者）。
 - ←頂いたご意見をもとに意見書（案）の記述を修正したい（委員長）。
- ・「利用-2-1 河川保全利用委員会（仮称）」は淀川、桂川、宇治川、木津川でも立ち上がっているの、淀川部会として意見を述べる。

- ・意見書（案）には、事実誤認や河川管理者の説明内容と流域委員会の読み方がずれている部分があるかもしれないので、河川管理者として確認をした上でご指摘させて頂きたい（河川管理者）。

②一般からの意見聴取および傍聴者からの意見聴取について

- ・住民参加部会長より、審議資料2「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」を用いて説明がなされた後、「1. 決定事項」の通りに決定した。

③「関係住民の意見の反映方法」と「社会的合意」に関する検討について

- ・「関係住民の意見の反映方法」の基礎的な方向を検討するためのWGを設置して頂きたい。流域委員会は住民対話集会所を提案し、河川管理者に努力をして頂き、現在に至っているが、これまでの総括と住民対話集会所に代わる新たな方法があれば提案していきたい。また、「社会的合意」の指針が示せていないのであわせて議論したい。委員会、河川管理者、住民の考える「社会的合意」は違っているだろう。混乱が生じないように、ある程度の合意点やガイドラインが見えてくればと思っている（住民参加部会長）。
 - ←「社会的合意」がどういう状態なのか、明確には示されていないが、はたして示せるものなのかどうか。河川管理者としては「社会的合意」の指標が示せるとは思っていない。皆がそうだと思ってもらえる状態を目指す、「社会的合意」の指標として明確な数字があるとは思っていない。ただ、「社会的合意」を得るための手続きとして、何をしないといけないのか、プロセスとして何が大事なのか、留意点は何なのかといった点は非常に重要な指摘になる（河川管理者）。
 - ←「社会的合意」は委員会の中でも共通の認識があるわけではない。住民の意見をいろいろな形で反映するための手続きや過程が社会的合意の形成過程だと思うが、その辺りについて議論しないといけない。
- ・WGの設置には賛成だ。住民参加部会委員以外の委員も参加できるWGを早期に発足してもらえばよい。
 - ←WG設置については運営会議に一任して欲しい。できるだけ早く発足させたい（委員長）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：5名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・委員会パンフレット「新たな河川整備を目指して」に関する意見書（参考資料1 No703）をご覧頂きたい。川上ダムの基本高水1100m³/sが捏造であることを検証している（参考資料1 No702）。これを正しく見直して流出計算をし直せば600m³/s程度になると感じている。真の岩倉峡流下能力や木津川改良工事や農業用井堰の統合と可動堰化等の計画を考え合わせれば、上野遊水地こそ重要ではあれ、川上ダムは無用の長物だ。河川管理者は岩倉峡の岩石が多量に持ち出され、流下能力が高まっている現状を認識し、川上ダム基本高水量検討書の見直しを徹底しダムが旧上野西部の洪水にほとんど関与できないことを認めるべきだ。また、一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案について検討がなされた住民参加部会検討会の議事録と資料を開示されるよう請求したが開示されていない。非公開会議の情報公開に努めたいという委員長の表明どおり、委員会の完全な透明性を希望する。
- ・前深瀬川のオオサンショウウオ保護池を見学した。自然な環境で移転がなされていると思っていたが、養魚場のような人工渠穴だった。このような環境での移転では駄目だ。意見書で強く指摘頂きたい。また、死亡したオオサンショウウオの数の公表も求めて頂きたい。
- ・利水安全度を検討するためには、淀川の流量から維持流量を差し引いた流量で上水・農水・工水を対比するのが正しい手順だろう。しかし実際は、まず淀川の流量から維持流量と農水全量（約15m³/s）を差し引いた上で検討されている（参考資料1 No704）。農水は最大でも50%の取水しかなされていないため、正しい検討手順を踏めば、利水安全度78%はもっと高まるはずだ。流域委員会には詳細な検討をお願いしたい。
- ・川上ダムサイトには非常に多くのホテルが息している。自然豊かな場所にダムをつくる必要はない。川上ダムの利水が必要だと主張するのであれば、根拠となるデータを示してダムの是非を審議して頂きたい。
- ・住民意見の反映方法や「社会的合意」は非公開のWGで審議する内容ではない。本省で進められている河川整備計画原案に関する議論の内容も流域委員会には報告されていない。委員には、「住民参加」の意味を再度考えて頂いた上で、次回以降の委員会に臨んで頂きたい。

以上

第51回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

第51回委員会では、審議資料1「平成17年度事業の進捗点検についての意見書(案)」を用いて委員間で意見交換が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

計画

シートNo.計画-1 章項目：5.1.2

■事業名／河川レンジャー

■河川名／淀川水系

<平成17年度事業進捗報告への意見> I 全般的課題

提言や意見書に沿った河川レンジャー制度として試行がなされているかを点検し、つづいて、各河川事務所の進捗に対する意見を述べる。

河川管理者が「新たな河川管理」への転換をめざして本制度の重要性を理解し、意欲的にそ実現に向けて取り組んで来たことは賞賛に値するといっても過言ではない。河川レンジャー制度は、近畿地方整備局の「住民とする協働」「合意形成をめざす」という「新しい河川管理」の主旨に適った最重要課題の一つである。現時点では、近畿地方整備局管内の各河川事務所で河川レンジャーに関する個性ある取り組みが行われているが、本格実施に向けて、引き続き試行の成果や反省点をフィードバックし、選任された個々の河川レンジャーの資質向上や、制度としての完成度をさらに高める不断の努力を惜みず、鋭意取り組むことが重要である。しかし、現在のところ河川レンジャー制度の進捗状況を点検するための資料が委員会に十分に提供されていない。とくに、試行の中で明らかになった課題と試行の成果の具体的報告が不可欠である。よりよい制度の実現に向けて、今後、最新の取り組み状況を委員会に報告することが求められる。また、河川レンジャー制度を成功させるためには、河川レンジャーが誇りをもって任務にあたる体制にする必要がある。河川管理者はこのための社会的環境を整えとともに具体的な身分確認に関わるツールの整備が必要である。

環境

シートNo.環境-2-1 (庭窪地区) 章項目：5.2.1 (1)

■事業名／横断方向の河川形状の修復を実施 (庭窪地区)

■河川名／淀川

<平成17年度事業進捗報告への意見>

平成18年から20年にかけて庭窪取水施設の更新が行われることとなっているが、新取水口の位置等によっては環境に与える影響が大きい。このため、平成16年に設置された庭窪ワンド環境保全検討会の検討に基づいて、同施設はワンド番号24号の中央部に設置されることとなった。

- 1)このような事前調査に基づいた影響の軽減策を検討した上で、計画を実施し、その結果をモニタリングするという順応的管理体制は望ましいものである。
- 2)城北ワンド群の再生と同様に、庭窪ワンド群の再生も緊急を要する課題であり、上記施設の工事終了後速やかに実施可能なように全体計画を立案すべきである。

治水

シートNo.治水-1-1 章項目：5.3.1

■事業名／水害に強い地域づくり協議会 (仮称)

■河川名／淀川流域

<平成17年度事業進捗報告への意見>

I 全般的課題

- 1)住民・住民団体、自治体等で構成する「水害に強い地域づくり協議会」(以下協議会という)を設け、現在各河川事務所管内で現地視察、首長会議、行政ワーキング、意見交換会、勉強会などを意欲的に開催していることを評価する。
- 2)協議会に目標ごとの部会を設け、担当組織・部局とそれぞれの役割が整理されたが、地域の事情に精通した住民・住民組織の意見を十分に聴取し、施策に反映することが重要である。
- 3)首長会議や行政ワーキングは形式的なものに終わらないよう、壊滅的被害の回避・軽減、すなわち少なくとも生命の危機の回避と床上浸水の防止の方策を検討するとともに発災時の適切な対応を、できるだけ現場に即して検討すべきである。とくに協議会の成否はひとえに実施機関である行政ワーキングにかかっているとんでも過言ではない。
- 4)協議会の成果はできるだけ住民にわかりやすく説明すべきである。

利水

シートNo.利水-1-1 章項目：5.4

■事業名／利水者の水需要の精査確認

■河川名／

<平成17年度事業進捗報告への意見>

水需要の精査確認は、大幅に遅延したものの、結果を公表したことは評価できる。

以下に、事業進捗状況について具体的に指摘する。

- 1)水需要の精査確認については、利用者ごとに水利用分析を行い、結果を公表することが必要である。
- 2)淀川下流域の上水と工水の年最大取水量の合計値と既存施設の水利権量の合計値の差から日量約250万m³の未利用水が発生していることが明らかにされた。淀川水系の水利用の実態を表し、今後の水需要管理を考える上での貴重なデータであり、公表は評価できる。
※ 原資料では8)まで記述が続きます

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R51-A
報告資料 1	各種会議の結果報告 (2006年7月6日現在未報告分)	R51-B
審議資料 1	平成17年度事業の進捗点検についての意見書 (案)	R51-C
審議資料 2	一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案	R51-D
その他資料	委員課の今後のスケジュール	R51-E
参考資料 1	委員および一般からのご意見	R51-F

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

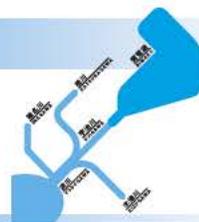
資料をご覧になりたい方はP.34の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第37回琵琶湖部会

■開催日時：2006年5月30日（火）10:00～13:00

■場 所：コラボしが21 3階 大会議室

■参加者数：委員14名 河川管理者（指定席）13名、
一般傍聴者82名



1. 決定事項：特になし

2. 報告の概要：庶務より報告資料1～3を用いて説明がなされた。

3. 審議の概要 河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について

河川管理者より審議資料1「淀川水系河川整備計画進捗状況報告（琵琶湖部会）」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

①計画-1-1 河川レンジャー

・河川レンジャーには河川行政や河川管理に関する研修制度が必要になってくる。また、処遇についてどうなっているのか。

←試行段階での方式としてレンジャーから月4回のご報告を頂いており、この報告に対して約5万円/月の報酬をお支払いすることとしている。将来については試行を踏まえて検討していく（河川管理者）。

・現状ではレンジャー制度の範囲は直轄河川に限られているが、琵琶湖では直轄河川外が重要になってくる。

←まずは、しっかりした河川レンジャーの仕組みを直轄管理区間で構築することが先決だと考えたため、活動範囲を直轄管理区間周辺とした。もちろん、直轄管理区間周辺も含めて活動して頂くようお願いしている。アドバイザー委員会には滋賀県河港課長にも入ってもらっているので、将来的には直轄区域外への拡大も視野に入れて試行している（河川管理者）。

②環境-2-14 横断方向の河川形状の修復の検討（野洲川河口）

・矢板護岸の延長距離はどの程度か。相当な延長区間に及ぶのであれば、水制工による横断形状の修復による治水への影響があるのではないかと。

←矢板護岸は、琵琶湖の波浪の影響から河岸を守るためのものなので、矢板護岸は琵琶湖の背水区間にとどまっている。水制工の影響を検討するためにも河口付近で、洪水への影響がない範囲での試行を行う（河川管理者）。

・横断形状修復の目標像についてお聞きしたい。

←今のところ目標像は設定していない。モニタリングとフィードバックによって見極め、意見をいただきながら決めていきたい（河川管理者）。

・今後の検討手順を教えてください。

←地域住民を交えた検討を進めていきたい。検討段階でもあり、河川工学的なことについては河川管理者が決めて、地域住民の意見をフィードバックしていくようなやり方でやっていきたい（河川管理者）。

③環境-4 湖と河川や陸域との連続性の確保と修復（滋賀県と連携調整）

・「うおじまプロジェクト」の資金は河川事務所の手配になっているのか。

←滋賀県の管理区間にあたるため、「工事」としての大規模な資金投入はできない。調査費的な資金を投入していく中で、住民の方々と連携して、少ない費用で効果が上がるように、できる範囲で進めていきたい（河川管理者）。

・農業排水路は土地改良区が維持管理している。農業関連の管理者とも連携を希望している。また、農水省も同様のプロジェクトを展開しているので、連絡を取り合って進めてほしい。

←他部局・他省庁との連携は重要だと認識している。こういった取り組みを紹介しつつ、意見交換をしていきたい。現段階では具体的にはないが、一緒にできることがあれば取り組んでいきたい（河川管理者）。

・すばらしい取り組みだと思う。今後は外来魚の駆除の手法も取り入れて進めて欲しい。ただ、このプロジェクトだけでは、内湖と琵琶湖を往復する魚類の回復は難しい。楠葉のワンド復元でも復活しなかった内湖定住型・往復型の魚類（シロヒレタビラやイチモンジタナゴ等のぼてじゃこ）の復活を次の目標にして欲しい。

④環境-5-2 瀬田川洗堰における環境に配慮した水位操作の検討

・水位操作の試行結果（P19）を見る限り、冬季の水位は常時満水位+0.3mを下回っている。洗堰の操作規則を見直す必要があるのではないかと。

←常時満水位+0.3mについては、これを超えないように、+0.3m以下で運用すると考えているため、現在行われている水位移行操作の試行は運用範囲内だ（河川管理者）。

・琵琶湖周辺の「土地の利用規制・誘導」についても考えていかないといけない。

⑤環境-10-1 琵琶湖における機能把握の調査や試験施工について検討（家棟川ビオトープ事業）

・家棟川ビオトープの目的は、水質浄化なのか、それとも生物多様性維持なのか。よくわからない。

←水質や植生といった個々の目標を持ってやっているということではなく、総体として自然環境がどのようになるかを把握している。詳細な調査結果があるので、お示しできる（河川管理者）。

←生息数等の調査結果があれば、生物側からの評価ができる。リン除去効果の季節毎のデータがあれば、水質面からの検討もできる。今後の目標像（ある特定の生物の復活）も明確にする必要がある。

⑥環境-11-1 琵琶湖北湖の低層水質及び湖棚の有機堆積物の状況の把握のための調査

・これまで流域委員会は「融雪水は琵琶湖のカンフル剤になっている」と述べてきた。水深80～90mの溶存酸素や融雪水の水温はどうなっているのか。

←今津沖の水深80mのデータを示している。融雪水の水温についてはP32のグラフで示している。融雪水のカンフル剤としての役割はまだわかっていない。全層循環後に溶存酸素がさらに高まる現象があり、今後はこの検討が必要だと考えている（河川管理者）。

←全層循環を模式図で表現してもらえばわかりやすい。琵琶湖深層部の溶存酸素は、実際には100m付近が問題だ。暖冬年と多雪年に分けて示してもらいたい。

・P27（シート54）の融雪水の拡散状況と濁度を見る限り、粒子の密度が高いように思える。土の細かい粒子が含まれた水は低い水温と同じような効果があり、深層部に侵入しているのではないかと。

←深さ方向の濁度や水温も計測している。そのデータを見る限り、融雪水が潜り込んでいるとは確認できなかった。むしろ、濁度と同じように拡散していることが確認された。ただ、どこまで拡散したのかは把握できなかった（河川管理者）。

⑦環境-17-18 外来種対策について駆除方法を含めた検討

・実験で用いた堰を他の魚は遡上できるのか。堰高よりも越流水深で判断した方がよいのではないかと。これらの実験を野外で再現できるのか。

←田んぼの水路を想定し、洪水時0.5m/s、平常時0.2m/sと設定して実験を行った。越流水深を調べても現地で再現するのは難しいので、通常流れている水のときに堰を設置しそのときにたまたま越流水深になるという考え方で行った。水面形は全て把握しているので示すことはできる（河川管理者）。

←どれだけの堰高・流量であれば、魚が上がるのか。今回の結果だけで再現性がないだろう。

⑧治水-1-12 水害に強い地域づくり協議会

・P45（シート83）で「琵琶湖水位低」「琵琶湖水位中」「琵琶湖水位高」と記載されているが、それぞれの具体的な水位はいかほどを想定しているのか。低い水位で氾濫するのであれば、ハード対策が必要ではないかと。

←「水位高（低頻度）」で発生する被害のイメージは、昨年公表した明治29年洪水が発生した場合の浸水エリアがベースになる。「水位低」「水位中」の明確な設定はしておらず、今後こういった危険度マップで住民にお示しする、あるいは行政指導に使うことを想定している。それぞれの水位については、今後、調整をしていきたい。また、浸水危険度マップは、ハード対策の必要性について検討するために作成したのではなく、現状の状況を示したものだ（河川管理者）。

・琵琶湖全体の浸水被害の軽減対策としては「瀬田川洗堰の改修」でよいか。

←瀬田川と宇治川の改修が残っている。その他の対策としては、湖岸堤の建設、内水排水ポンプ設置等の様々な対策が琵琶湖総合開発で行われたと認識している（河川管理者）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：2名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

・地震対策をどう検討していくのか。ダムだけではなく各河川の河川施設まで含めて議論すべきだ。

・カワウやサギの繁殖等についての対策を検討しないといけない。在来種であったとしても、琵琶湖にいない種であれば、積極的な対策を考えていくべきだ。

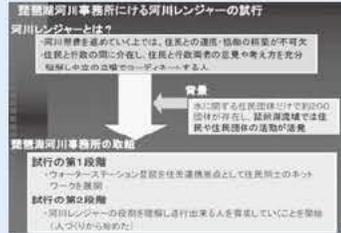
以上

第37回琵琶湖部会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

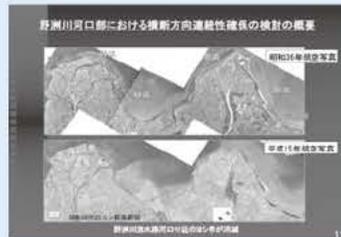
第37回淀川部会では、審議資料1「淀川水系河川整備計画進捗状況報告(琵琶湖部会)」を用いて河川管理者より説明が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○計画-1-1 河川レンジャー



※詳細はホームページをご覧ください。

○環境2-14 横断方向の河川形状の修復の検討(野洲川河口)



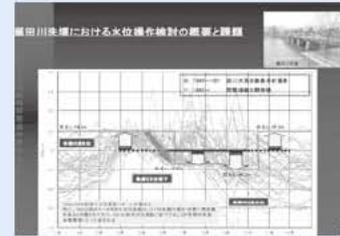
※詳細はホームページをご覧ください。

○環境-4 湖と河川や陸域との連続性の確保と修復(滋賀県と連携)



※詳細はホームページをご覧ください。

○環境-5-2 瀬田川洗堰における環境に配慮した水位操作の検討



※詳細はホームページをご覧ください。

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		B37-A
報告資料1	第69回運営会議結果報告	B37-B
報告資料2	第50回委員会結果報告	B37-C
報告資料3	第1回水位操作WG(2006.4.17開催)結果報告	B37-D
報告資料4	一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案	B37-E
審議資料1	淀川水系河川整備計画進捗状況報告(琵琶湖部会) - 河川管理者提供資料 -	B37-F
その他資料	委員会における今後のスケジュール	B37-G
参考資料1	委員および一般からのご意見	B37-H

注: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方はP.34の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第34回淀川部会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

第37回淀川部会では、審議資料1「淀川水系河川整備計画進捗状況報告（淀川部会）」を用いて河川管理者より説明が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○環境-2-2 横断方向の河川形状の修復を実施（楠葉地区）

横断方向の河川形状の修復（楠葉地区） 環境-2-2

横断方向の河川形状の修復（楠葉地区）

目的

○楠葉地区（淀川河口より33.5km付近、左岸 枚方市楠葉）において、東京湾から淀川への形状を約25倍にするための高水敷の切り下げや従来の生長・生育環境に大切な水陸移行帯等、良好な水辺の保全・再生を図るため、水辺の改善を行う。

横断方向の河川形状の修復（楠葉地区） 環境-2-2

枚方市 楠葉地区のランド再生
(淀川河口より33.5km付近左岸 枚方市楠葉)

1960年(昭和35年) 1997年(平成9年)

洪水防除、水質改善、水辺の減少と回復

楠葉砂洲の変遷(1960年-1997年)

横断方向の河川形状の修復（楠葉地区） 環境-2-2

現在の進捗状況

○修復したワンド

1号ワンド 平成14年6月完成
2号ワンド 平成15年2月完成

横断方向の河川形状の修復（楠葉地区） 環境-2-2

再生に向けた事後調査の実施
(鳥類、貝類、水生動物、植物、底質、水質、プランクトン、形状) 種類と個体の数値の変化

【1973年】 26種類	【80年代】 0種類	【2005年】 20種類
-----------------	---------------	-----------------

干上がる

楠葉ワンドにおける鳥類の調査結果の変遷

※詳細はホームページをご覧ください。

○環境-5-1 水位操作の試行と実施（淀川大堰上流）

水位操作の試行と実施（淀川大堰上流） 環境-5-1

水位操作の検討（淀川大堰）

目的

・城北を始めとするワンドの環境改善

水位操作の試行と実施（淀川大堰上流） 環境-5-1

試行内容

平成12年から平成16年にかけて水位変動の試行を実施
平成16年4-6月の3ヶ月間1水の全低下第一定期間水位維持の上流、本流維持
1週間中3回下り1回上りして、これらの維持を繰り返す。

※詳細はホームページをご覧ください。

○治水-1-1-1 水害に強い地域づくり協議会

水害に強い地域づくり協議会 治水-1-1-1

淀川河川事務所管内において特に氾濫の危険性が高い所として上流の木津川右岸・宇治川左岸、木津川左岸、桂川の3地区において首長会議と行政ワーキングを立ち上げ、実施してきました。

【協賛】
淀川河川事務所管内の3地区
【協賛】
淀川河川事務所管内の3地区

水害に強い地域づくり協議会 治水-1-1-1

平成17年度は首長会議、行政ワーキング以外に、災害時における行政対応について現地視察を行いました。

淀川河川事務所管内首長会議 (14日、1度目)
山内川現地視察 (14日、1度目)
山内川現地視察 (14日、2度目)

水害に強い地域づくり協議会 治水-1-1-1

アンケート調査結果(トピックス)①

- ・ハザードマップの認識は低い。
一配った直後でも半数の人は手元に持っていない。
- ・情報を求めるのは「テレビ、ラジオ」から
避難を決断するのは「広報車の呼びかけ」から
→現実には暴雨で「聞こえていない」など有効に機能できないのが実情
- ・避難の方法：お年寄りや幼児がいたら・半数は「車」
→水害時には車の避難は危険を犯す上に、大衆高級である。(車は水に弱い)

水害に強い地域づくり協議会 治水-1-1-1

自分で守る(情報伝達、避難体制整備)
洪水想定区域の表示、自治体におけるハザードマップ作成の促進

ハザードマップ(枚方市)
洪水想定区域(淀川河川事務所管内)
自治体によるハザードマップ作成の促進

※詳細はホームページをご覧ください。

○治水-3-1~4 堤防補強（淀川、宇治川、桂川、木津川）

堤防補強(淀川) 治水-3-1

緊急堤防補強区間(=詳細点検区間)のうち、対策の必要な箇所については、確認した時の背後地への被害影響の大きい左岸側を優先的に、1118年度より対策を実施する。

今後、右岸側下部から被害をシフト(被害影響・堤防危険度)の大きい箇所を優先して、堤防補強を実施する。

宇治川については、全川が緊急堤防補強区間に位置づけられていることから、要対策箇所については、概ね10年間で目標に、堤防補強対策を完了させる。

堤防補強(宇治川) 治水-3-2

緊急堤防補強区間(=詳細点検区間)のうち、対策の必要な箇所については、確認した時の背後地への被害影響の大きい左岸側を優先的に、1118年度より対策を実施する。

今後、右岸側下部から被害をシフト(被害影響・堤防危険度)の大きい箇所を優先して、堤防補強を実施する。

宇治川については、全川が緊急堤防補強区間に位置づけられていることから、要対策箇所については、概ね10年間で目標に、堤防補強対策を完了させる。

※詳細はホームページをご覧ください。

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		Y34-A
報告資料1	第69回運営会議結果報告	Y34-B
報告資料2	第50回委員会結果報告	Y34-C
報告資料3	一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案	Y34-D
審議資料1	淀川水系河川整備計画進捗状況報告（淀川部会）→河川管理者提供資料→	Y34-E
その他資料	委員会における今後のスケジュール	Y34-F
参考資料1	委員および一般からのご意見	Y34-G

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方はP.34の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第31回猪名川部会

■開催日時：2006年5月20日（土）16：00～19：00

■場 所：中央会館 ホール（大阪市）

■参加者数：委員8名 河川管理者（指定席）8名、
一般傍聴者31名



1. 決定事項：特になし

2. 報告の概要：庶務より報告資料1～3を用いて説明がなされた。

3. 審議の概要 河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について

河川管理者より審議資料「事業進捗状況報告項目についての整備内容シート」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

①計画-1-1 河川レンジャー

- ・猪名川流域に河川レンジャーの活動拠点が無いのは寂しい。ぜひ検討して欲しい。
- ・猪名川の河川レンジャーの特色はどこにあるのか。清掃活動だけではなく、猪名川に残された残り少ない自然環境保全を考えた活動をお願いしたい。
 - ←ゴミが目立つため、試行活動としては、清掃活動が比較的多くなっている。今後は、迷惑行為の改善やハザードマップの周知といった部分に関して、河川管理者と住民の方々の間に立ってうまくコーディネートして頂ければと思っている（河川管理者）。
- ・猪名川での河川レンジャー試行は遅れているが、これを逆手にとって、他の事例を見ながら、より良い制度を作って欲しい。特に、他流域の河川レンジャーとの交流を定期的に進めて欲しい。
- ・報酬や責任、権限等についても整備内容シートに書き込んでもらった方がよい。「河川レンジャーは無償ではなく、報酬や身分が保障されて初めて成り立つ」という委員意見も出されている。案でもよいので、もう少し内容に分かる記載をお願いしたい。
 - ←運営要領の案はあるが正式には決定していない。試行を行いながら意見を頂いていく（河川管理者）。

②環境2-15～16 横断方向の河川形状の修復の検討（下加茂地区、下河原地区）

- ・下河原地区の人工ワンドは、造園的な設計が強すぎる。箕面川の野草見本園は洪水で流されてしまった。草の管理はできないので、物理環境に応じた植生を期待しないといけない。河床を切り下げて冠水帯にするといった発想でおおらかな地形を作って欲しい。
 - ←ワンドの機能が実現できていない。3～4つのワンドを展開して行ってほしい。
 - ←下河原地区には、ワンドを複数作る余裕はないのではないか。
 - ←堰の左岸側に大量の土砂の仮置場がある。ハリエンジュの林もあったが伐木した。この付近の横断方向を切り下げて平坦化し、滞筋を広げる方向でもよいのではないか。
- ・親水環境も大切だが、生き物が育まれる生物環境も重要だ。構想（復元再生）の一部分を人が利用しているという位置付けが必要だ。当初の目標が実現できているか、モニタリングによって確認できているのか。
 - ←生物調査を行い、環境学習としても利用しているが、学術的な評価まではできていない。今後、モニタリングをし、その結果をふまえて検討していきたい（河川管理者）。
 - ←せせらぎ水路をこの地域の生物にとっても良い環境にしていってはどうか。「横断方向の河川形状の修復」を目標としている事業にしては限定的すぎる。

③環境-3-8～9 縦断方向の河川形状の修復の実施

- ・大井井堰は落差が少ないので少し改善すれば魚が遡上できるようになるのではないかと。落差の大きい堰（池田床固等）はいずれ改造してもらい必要がある。余野川の合流点は時々瀬切れが発生するが、無理をして水を補給する必要はない。
- ・猪名川は海からの連続性が保たれている。魚道が魚の遡上をどれだけ阻害しているのかを具体的に調査検討をした上で、堰や魚道の検討をするべきだ。天然のアユが遡上できるような川になればいいと思っている。魚道のWGを組織して実態を把握していかないといけない。
- ←水辺の国勢調査をしてはいるが、堰が魚類の遡上にどのような影響を与えているのか、十分な調査ができていない。調査した上で対策の必要性について検討していきたい（河川管理者）。

④環境-17-11～13 生息・生育環境の保全と再生の検討（高田地区、東園田地区、北河原地区）

- ・高田地区のヨシ原を良好に維持するには、寄州の地盤高を切り下げるべきかもしれない。
 - ←切り下げによって環境が良くなり、さらに安全度も高まるやり方があれば、そういう形で進めていきたい（河川管理者）。
- ・環境に関する項目は自然環境委員会で諮られているが、相当な項目数になっているのではないかと。
 - ←昨年度は自然環境委員会では、余野川ダムの代替案である河道掘削の影響等について議論した。河川管理者の準備も不十分だったこともあり、縦断・横断方向の河川形状の修復の検討が十分には議論できていない。今年度は取り組んでいきたい（河川管理者）。

⑤環境-17-19 外来種対策の推進

- ・外来種の取り組みはアレチウリ対策が中心のようだが、ハリエンジュ、トウネズミモチ等への取り組みはどうなっているのか。ハリエンジュは将来のためにも徹底して伐木すべきだ。
 - ←倒木対策と同時に付近一帯の群生を伐採した。その後、治水上の影響がないため、今後の対策については方針が立っていない。外来種対策として方針を検討していきたい（河川管理者）。

⑥治水-1-1-4 水害に強い地域づくり協議会

- ・猪名川ではハザードマップが先駆的に作られた。しかし、等高線毎に色を塗り分けているだけで、実際にマップを見た市民は迷ってしまう。作り方を工夫して欲しい。
- ・内水排除ポンプの運転調整について、わかることがあれば教えて頂きたい。
 - ←破堤を回避するためには、内水排水ポンプを停止するという苦渋の選択をしなければならない。あらかじめどのような状態でポンプを停止するのかを決めておこうということだ（河川管理者）。
 - ←内水排水ポンプの操作ルールを住民と共有できるのか。
 - ←住民への周知についても専門部会で議論していく。まずは、自治体との調整を進めたい（河川管理者）。

⑦治水-3-5 堤防補強（猪名川）

- ・河川管理者はいまだに越水対策をどうとしない。堤防補強のために大規模な工事をしているが、堤防の芯を入れ替えた方がよいと思う。特に深川と猪名川に囲まれた地域は閉鎖性氾濫域なので絶対に破堤してはいけない地域だ。こういった地域では住民の不安に対応するためにも越水対策を考えていくべきだ。

⑧治水-7-4 川西池田地区の築堤を実施

- ・このまま事業を進めてもらえばよい。ただ、絹延橋上流の無堤区間の護岸がコンクリートで固められ、植生が全く育たない。何とかして欲しい。
 - ←かなりの部分が完成しているが、できる範囲で環境に配慮していきたい（河川管理者）

⑨利用-2-1 河川保全利用委員会

- ・淀川等では占有許可の更新時の条件について具体的に議論しているが、猪名川ではどう扱っているのか。総論だけでなく、「更新期間を3～5年にする」等の具体的な話を並行して進めていかないといけない。
 - ←当方は「河川の利用の在り方」といった全体的な議論をしていくという方針で進めている。共通の認識ができてくれば、個別案件について意見を頂けるのではないかと考えている（河川管理者）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：2名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・元委員が「高水敷の切り下げを主張しすぎた」とコメントしていた。「河川管理者は水平に切り下げてしまっているのだから、緩傾斜の切り下げが必要だ。猪名川の利用状況を現状のまま切り下げを進めると淀川のように危険性が高い」ということだった。猪名川の河川利用委員会は丸2年経つが、この間に占有許可がおりている箇所もある。占有許可を出す時に河川管理者は「次回の更新は難しい」といった話をしたのか。また、余裕高が40cmしかない箇所があるにもかかわらず越水対策も進んでおらず、実験のめどもよくもわからない。河川管理者には新しい河川整備を実践していこうという意志を求めたい。
- ・なぜ大阪市内で会議を開いたのか。流域住民が参加するためにも猪名川流域で開くべきだ。

以上

第31回猪名川部会の説明資料より抜粋

■審議資料1-2より

第31回猪名川部会では、審議資料1-2「事業進捗状況報告についての整備内容シート」を用いて河川管理者より説明が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

計画-1

基礎案での記載箇所 章項目：5.1.2 ページ：p.32 行：26行目

■事業名／河川レンジャー

■河川名／淀川水系

■府 県／大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県

●現状の課題

住民の参加等による新しい河川管理の推進が求められている。

●河川整備の方針

今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から学識経験者、住民・住民団体との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認する。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討するとともに、異なった主体間の意思形成を有効に図るためには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要である。その際、行政と住民の間に介在してコーディネートする主体（河川レンジャー／仮称）の役割も期待される。

●具体的な整備内容

地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー（仮称）として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。

河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖開門資料館等を試行的に活用する。

まず三栖開門資料館を活動拠点として、三栖開門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。また、桂川、猪名川、瀬田川等においても同様の検討を行う。



※詳細はホームページをご覧ください。

環境-2

基礎案での記載箇所 章項目：5.2.1 ページ：p.34 行：31行目

■事業名／横断方向の河川形状の修復

●現状の課題

これまでの河川整備により構築してきた堤防や高水敷、単純な形状の低水路等によって、河川形状が横断方向（水城～高水敷・堤防～河川区域外）に連続性が分断されているところがある。

●河川整備の方針

横断方向において、堤防の緩傾斜化や高水敷から水辺への形状をなだらかにするための高水敷の切り下げや生物の生息・生育環境に大切な水陸移行帯等、良好な水辺の保全・再生を図るため、水際の改善を行う。湖と河川や陸域との移行帯についてもなだらかな連続的移行を目指す。

●平面図



凡例

- 横断方向の河川形状の修復を実施
- 横断方向の河川形状の修復を検討
- ※円内の番号は具体的な整備内容を参照

※詳細はホームページをご覧ください。

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		I31-A
報告資料1	第69回運営会議結果報告	I31-B
報告資料2	第50回委員会結果報告	I31-C
報告資料3	一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案	I31-D
審議資料1-1	事業進捗状況報告についての猪名川部会抜粋項目一覧表 ー河川管理者提供資料ー	I31-E
審議資料1-2	事業進捗状況報告抜粋項目についての整備内容シート ー河川管理者提供資料ー	I31-F
その他資料	委員会における今後のスケジュール	I31-G
参考資料1	委員および一般からのご意見	I31-H

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方はP.34の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第2回木津川上流部会（検討会）

- 開催日時：2006年5月18日（木）16：00～19：00
- 場 所：名張シティホテル 3F天平・白風の陣
- 参加者数：委員8名 河川管理者（指定席）10名、
一般傍聴者79名



1. 決定事項：特になし

2. 報告の概要：庶務より報告資料1～3を用いて説明がなされた。

3. 審議の概要 河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について

河川管理者より審議資料「河川整備計画進捗状況報告項目」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）

①計画-1-1 河川レンジャー

- ・河川管理者から「河川レンジャーはボランティアでよいのではないか」という説明があったが、ボランティアとは「強制されない」という意味で、「無償・有償」とは関係がない。最近はボランティア活動であっても一定の費用を支払うのが基本的な考え方となっている。明確な見解を述べておいた方がよい。
- ・各河川事務所によって制度の中身や進捗状況に差があるが、共通する成果や課題が出てきているだろう。これらを報告して頂いた上で、地域特性を踏まえた河川レンジャー制度のために何を検討すべきなのかを報告して頂ければ、委員側より具体的な意見が言える。次の機会にお願いしたい。
- ・委員会の「河川レンジャーは河川管理者から独立した立場で活動する」という提案を配慮して欲しい。
- ・河川レンジャーの役割・地位、身分、報酬等の基本的な事項については河川管理者で検討を進めているとのことだが、これらは、若い人に積極的に取り組んでもらうためにも保証されるようにすべき。

②環境-3-10 縦断方向の河川形状の修復の実施

- ・魚道改善について、堰の管理者（電力会社等）に働きかけているとのことだが、例えば、条例のような強制力を持った推進のテコとなるような方法がないのか。
 - ← 現段階では「指導」「助言」までが河川管理者に成り得ることであり、「命令」の権限はないと考えている。洪水時の危険性があるのであれば、改善命令を出すことはあり得るが、環境面から「魚道をつくれ」という命令をしたことはない（河川管理者）。
 - ← 木津川上流の慣行水利権だけで13m³/s程度の取水量になると思う。魚道について考える際には、流量についても示さないと行けない。慣行水利権の許可水利権への切り替えまで含めた議論が必要だ。
- ・ハーフコーン魚道等の新たな手法がこの流域で実現できるかどうかを検討して欲しい（部会長）。
- ・本日の説明で実態を表す具体的な数値（遡上率）が示されたことは評価できる。魚道が機能するように、河川管理者が取り組んでいくべきだ。

③環境-9-1 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（案）の検討

- ・基礎案にて「活性炭処理やオゾン処理をしていることを鑑みて、環境基準を達成していることに満足せずに、水質改善に向けた意識改革が必要だ」としている点は評価できる。原水管理が非常に重要だ。その対策として総負荷量管理に向けた取り組みがあげられているが、「河川水質予測モデルイメージ」を定量的に示すことができれば、説得力を持ったものになっていくと思う。
- ・抑えにくい汚染源をすべて市民負荷や面源汚染源に求めるのは危険だ。河川水質予測モデルの信憑性の基準のポイントになっていく。水質予測モデルができた後に、実際に総負荷量の制御が可能なのか、住民やNPOとともに推進できるのかといった検討と報告もお願いしたい。
- ・下水道整備の進捗には時間を要するとしても、下水道整備等のハード対策も重要だ。また、田畑と畜産に関連して、農林水産省等の他省庁との連携にも力を入れてもらわないといけない。

④環境-12-4 既設副ダムの継続活用

- ・フラッシュ放流はダム湖水質改善を目的としたものなのか。フラッシュ放流のマイナス面はないのか。これまでに排除した堆砂は全体の何割程度なのか。
 - ← 副ダムの上流で栄養源を沈降させ毎年浚渫して活用している。このうち、よい部分の砂を下流に置いてフラッシュ放流している。これは土砂の連続性確保のためのトライアルだ。布目ダムの堆砂容量は100年で190万m³を計画しており、約15年間で31万m³（16%）堆砂した。上流の副ダムからの浚渫（4～5%）効果と合わせて、ほぼ計画通りに進んでいると考えている。（河川管理者）。

- ・ダムによる土砂の連続性遮断問題は解決の目処が見ついたという河川管理者の発言が目立ってきているが、そうは思わない。まだ解決できていないという認識で取り組んで欲しい。
- ・副ダムでどの程度リンが沈殿したのかを明らかにしなければリンの沈殿機能が大きいとは言えない。また、フラッシュ放流のマイナス面を検討するため、下流のシルトの濁りについて検証すべきだ。

⑤環境-17-5 オオサンショウウオの生育環境を保全する

- ・環境容量を考えた上でオオサンショウウオを移転するというのが本来の順序ではないか。現状は同時進行になってしまっている。なぜこの順序で試験を進めているのか、疑問に思う

⑥治水-1-1-3 水害に強い地域づくり協議会

- ・現段階では「かけ声あわせ」だと感じた。水害に強い地域づくり協議会としてさまざまな知恵を結集するならば、具体的なアイデアづくりをして欲しい。草津市は公共施設での浸水対策を義務づける条例を制定するが、このような具体的な施策に反映されることを目標とした検討をして欲しい。

⑦治水-5-1 上野遊水地事業

- ・検討が杜撰だ。相変わずに氾濫量で、しかもHWLを超えたら氾濫するという条件で計算をしており、実態を現していない。越流堤延長4kmを越流係数で計算していると思うが、やはり水面形計算をしないと行けない。また、肝心の模型実験がなされていない。遊水地をどう配置すればどの程度洪水がカットされるのかを岩倉峡の入り口でチェックすべきだ。岩倉峡のHQ問題も未解決のまま。
 - ← 越流堤の構造は決定したわけではない。今回は、上流に貯水施設を設けずに最大限遊水地を活用するためにいろいろなケースを検討した。まだ、越流程の諸元は決めていない。決めるときには、さまざまな検討を行った上でしっかりと決めていきたい（河川管理者）。

⑧維持-3-1 樹木の伐採と管理、維持-3-7 河道内堆積土砂等の管理

- ・淀川の下流域では原野性の植生が本来の姿だと考え、伐採のマニュアルを作成している。伐木基準も過去の基準とは違ってきている。現在の伐木基準を設定していくべきだ。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：6名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・木津川上流河川事務所は、岩倉峡下流能力検討会の答申内容（マニングの粗度係数n=0.0375程度を採用するのは適切である）に反し、何の理由も示さずにもともと使ってきたn値0.045に相当する水位流量曲線にこだわっている。流域委員会はこの理由を求め、徹底的に検討して頂きたい。また、川上ダム調査所がまとめた川上ダム治水計画検討調査報告書治水計画編平成3年3月版にて、川上ダム上流域の基本高水の検討を行っているが、ピーク流量1100m³/sのハイドログラフに対し、時間雨量を示すものが一切備わっていない。さらに、対象降雨としている昭和36年豪雨は川上ダム近辺の観測としては流域外である阿保測候所の2日間総雨量347mmが実績であり、河川管理者の川上ダム上流域平均2日間総雨量を344mmとしているにもかかわらず、根拠のない実績雨量421mmを対象降雨として一律に引き延ばし、ピーク流入量を1100m³/sとしている。今回情報開示された木津川上流降水検討資料の昭和36年豪雨川上ダム上流域平均2日間総雨量の実績値は、従来の発表と比べ77mm、22.4%もかさ上げされている。異常に過大な基本高水を創作する非科学的欠陥検討に対し、委員会の正確な判断に基づいた審議を強く要望する。
- ・川上ダムの利水は伊賀市の0.3m³/sだけだ。伊賀市水道部や三重県企業庁と詰めた協議をすれば解決法は見いだされる。ダムのあるなしで「水害に強い地域づくり協議会」の活動内容も変わってくる。大滝ダムの地滑りも対岸の火事と思わずに、川上ダムについても検討して欲しい。
- ・オオサンショウウオの郷土史的な研究が行われていない。環境も含めて全ての個体を移転しなければ意味がない。「移転した生物が何匹生き残ったか」という調査では生態系全体を保全することにはならない。また、他の水生生物についても調査をしているとのことだが、定量的な調査がなされていないと、比較できない。
- ・小泉川の魚道を見学してきた。2m近くあった堰が改修された。木津川上流では、堰の管理者が改修を了承していないという話が出ていたが、施設管理者に見学してもらってはどうか。
- ・ドイツでは上流の治水安全度を上げすぎたために下流域で被害が起きており、これを見直して、遊水地で溢れさせるといふ方向に転換した。川上ダムは岩倉峡がある限り、下流への直接的効果がない。遊水地機能を高めて、それ以上は流域対応でカバーすべき。提言実現のためには、上野地区の治水対策を見直すべき。
- ・河川管理者が魚道問題に必要性を認めれば、本省まで意見を持っていくべきだ。桂川上流でも河川整備が行われているが、三面張の河川になり生態系がつぶされてしまっている。整備内容まで含めて見直すべき。
以上

*出席委員が定数に達しなかったため検討会として開催されました。

第2回木津川上流部会(検討会)の説明資料より抜粋

■審議資料1-1、1-2より

第2回木津川上流部会検討会では、審議資料1-1および1-2「河川整備計画進捗状況報告項目」を用いて河川管理者より説明が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○計画-1-1 河川レンジャー

番号：3 整備内容シート番号：計画-1-1

■大項目/河川レンジャー

■河川名/木津川上流

■事業名/河川レンジャー

●具体的な整備内容

遊水スイスイ館を活動拠点として試行的に河川レンジャーを任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について運営会議(懇談会等)において検討する。

●検討・実施内容

木津川上流河川事務所管内における河川レンジャーの取り組みの基本的な考え方は、現在、過去の伊賀地域における災害の歴史や上野遊水地事業計画等を鑑み、防災面を基軸としたものとして、環境学習や動植物の保護活動、不法投棄の監視、河川利用者への安全指導等に発展させてゆくことで、今後の河川管理を支援するという観点で実施するため、現在、基本構想の検討を進めている。

●概要

■河川レンジャーとは

河川レンジャーは、住民等と行政が連携・協働して、川を守り、育てるために誕生した存在です。この河川レンジャーとは、川との係わりが深く、川に関するさまざまな取り組みの主導的な立場にあって、住民等と行政とを調整し、まとめることができる地域の情報や知識に詳しい人や団体(団体に属する個人を特定)です。

河川レンジャーは、河川管理者の代理人ではなく、自らの意志と責任のもとで、個性と特性を活かした活動を行います。

また、地域共有の公共財産である川をよりよい環境にするという観点から、住民等と行政が日常的な信頼関係を築き、住民参加による川の管理を目指して、住民等と行政との橋渡し役となることが河川レンジャーの務めです。

河川レンジャーの関係図



●スケジュール

事前準備
運営会議等
実施



○環境-3-10 縦断方向の河川形状の修復の実施

番号：34 整備内容シート番号：計画-3-10

■大項目/河川環境事業(縦断方向の河川形状の修復)

■河川名/木津川上流

■事業名/縦断方向の河川形状の修復の実施

●具体的な整備内容

現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。

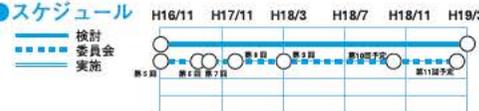
●検討・実施内容

- ・該当個所での河川環境の現況調査(対象となる魚類、植物等の選定、生息環境の検討など)
- ・魚類の移動・分布からみた現況施設形状検討(機能性、維持管理、将来予測等)

【施設管理者】

キトラ井堰	甲寅用水水利組合
鹿高井堰	宇陀川用水改良区
大河原発電所井堰	関西電力
相楽発電所井堰	関西電力
高岩井堰	高岩井堰水利組合
ナルミ井堰	室生村

●スケジュール



●現状写真(例)



●魚道があるものの落差が約0.35mあり魚類等の遡上・降下には大きすぎる。



●簡易魚道があるものの勾配1/1と急なため魚類の遡上が困難。

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		Ksp2-A
報告資料1	第69回運営会議結果報告	Ksp2-B
報告資料2	第50回委員会結果報告	Ksp2-C
報告資料3	一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案	Ksp2-D
審議資料1-1	河川整備計画進捗状況報告項目(1/2) -河川管理者提供資料-	Ksp2-E
審議資料1-2	河川整備計画進捗状況報告項目(2/2) -河川管理者提供資料-	Ksp2-F
審議資料1-3	木津川上流部会に関わる河川整備計画基礎何に係る具体的な整備内容シートの目次全貌	Ksp2-G
審議資料1-4	事業進捗点検についての木津川上流部会検討項目選定表	Ksp2-H
その他資料	委員会における今後のスケジュール	Ksp2-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	Ksp2-J

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方はP.34の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第7回利水・水需要管理部会

- 開催日時：2006年6月25日（日）13:35～16:30
- 場 所：国立京都国際会館 ROOM E
- 参加者数：委員10名 河川管理者（指定席）13名
一般傍聴者28名



1. 決定事項

・部会作業検討会（6/27）までに事業進捗点検への意見を庶務に提出する。難しい場合は6/30までに提出する。

2. 報告の概要

庶務より報告資料1～4を用いて「部会検討会の経過報告」と「利水・水需要管理部会に係わるこれまでの意見整理」について報告がなされた。

3. 審議の概要 河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について

河川管理者より、審議資料1-1「平成17年度事業進捗状況報告」を用いて、利水に関連する事業進捗点検について説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。

①利水-1-1 利水者の水需要の精査確認

・利水事業者が必要水源量を算定する際に、河川管理者が示した利水安全度を採用するかどうかは、利水事業者の判断によるのか。それとも河川管理者からの強制なのか。

- ←河川管理者としては「現時点でこういう状況である」という情報（利水安全度）を提供している。どの程度の水源量を確保しておくかという最終的な判断は、利水事業者としての判断だ（河川管理者）。
- ←利水安全度を示した河川管理者の責任として、利水安全度の計算根拠や条件を示すべきだ。

②利水-1-2 水利権の見直しと用途間転用

・ダム使用権譲渡には負担金等の清算が必要になるということだが、具体的にどのような取り決めがあるのか。また、これまでにダム使用権の譲渡が行われたことはあるのか。

- ←どういった額で譲渡するかについては、ダム毎に協議しないと行けないことなので、実際にやってみないと分からない。近畿ではダム使用権の譲渡は行われたことはない（河川管理者）。
- ←他流域で行われていれば、データを見せて欲しい。

・水利権の用途間転用に当たっては、河川管理者の許可が得られれば、「転用する側」と「転用される側」の費用負担に関する話し合いだけで転用できるのか。また、大阪府の工業用水を大阪府の上水に転用する場合は、同じ当事者なので調整の必要はなく、河川管理者が判断を下すだけでよいのか。

- ←あくまでも費用負担に限って言えば、当事者間の話し合いですむ。原則としては、他用途で水が使われる場合は、いったん河川管理者に返して、新規に申請するという手続きになる（河川管理者）。
- ←同じ大阪府であっても事業主体は別のはずなので、譲渡の際の手続きが必要になる。少なくとも「転用する側」と「転用される側」の調整が必要になるほか、譲渡によって他地域に影響が及ばないかどうかという視点も必要だ。これが用途間転用の難しさを生み出している要因でもある（河川管理者）。

・利水事業者は、水需要抑制に向かって努力をし、「新しい水源確保はもう必要ない」という方向に進んでいる。河川管理者はこの方向を止めないように、前向きに一緒に努力をして欲しい。河川法には用途間転用の手続きの簡素化について記述されている。河川管理者には、用途間転用の手続きを簡素化するための努力をして欲しい（部会長）。

③利水-1-3 既設水源開発施設の再編と運用の見直し

・河川管理者の「渇水」の定義を教えてください。また、日吉ダムの確保流量を見直しの際に、どの流量を減らしたのか。確保流量を減らした際、誰かに負担を強いた等の不都合はあったのか。

- ←「渇水」の厳密な定義はない。河川管理者が用いている「渇水」とは、ダムの水位が下がりはじめ、あらかじめ早く対応しなければならぬ「渇水的な状況」のことだ。日吉ダムの確保流量見直しの際には、農業用水を減らしたが、利水者の了解を得て見直しを決定したので、大きな障害が起きたわけではない（河川管理者）。

・日吉ダムの確保流量見直しは、的確に行われており、評価したい。

・かんがい期確保流量の見直しによって、平成15～17年は渇水が回避できたのか。また、他のダムでも渇水が起きた場合には確保流量の見直しが行われるのか。

←日吉ダムでは平成15～17年は取水制限を行っていない。他のダムでは確保流量の見直しは行われていない。日吉ダムは、完成した直後から毎年のように取水制限に至る状況になったため、かんがい期確保流量の見直しを行った（河川管理者）。

④利水-1-4 渇水対策会議の改正を調整

・「関係機関との今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」の多くが非公開である理由は何か。

←淀川水系全体での意見交換会（H16.3.29）の中で、非公開の方向性が決定したと認識しているが、理由についてはわかりかねるので、今後何らかの形で返答したい（河川管理者）。

⑤水需要管理に向けて

部会長より、審議資料2「水需要管理に向けて」（仮題）の執筆・編集方針「たたき台」の説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

・流域委員会は提言の中で水需要管理が必要な理由を「河川の流量はもともと有限であり、取水量にも河川環境からの制約がある」と述べ、「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理へと転換する必要がある」とした。ただ、これだけではまだ甘いと感じている。河川からの取水をできるだけ抑制していく必要がある。また、瀬切れを起こさないようにダムから補給するという考え方が、瀬切れは自然の状態でも発生していたはずだ。瀬切れ解消のためにダムから補給するという考え方はどうなのか。第2次流域委員会では水需要管理の議論が十分にはできていない。議論が必要だ。

・「治水・利水・環境」の三つが同等で扱われているが、ベースは環境にあり、治水・利水が環境に及ぼす影響のある範囲にとどめないと行けないのではないか。その範囲は環境の復元力によると思うので、ぜひ検討して欲しい。

・水需要管理と利水管理は違うような気がする。統一していかないと行けない。また、水循環の観点が抜けているのでどう位置付けていくかを検討する必要がある。

・規則と運用は違っている（例：琵琶湖水位と渇水調整会議の開催）。報告書「水需要管理に向けて」では、現状と問題点を切り分けて、現状の運用についても評価していく必要がある。また、淀川大堰は非常に重要なので、ダム群の1つとして検討して欲しい。

・総合的な管理が必要であれば、「水需要管理」ではなく、「水需給総合管理」ではないか。水需要管理の概念について委員会として合意しておく必要がある。住民側のリスクや河川行政側の職域リスクについても明示した方がよい。行政が用いている「環境」と委員会の「環境」の違いも整理しておいた方がよい。

- ←やはり「水需給総合管理」ではなく、「水需要管理」だ。これまでの利水は、使いたいだけ使えるように水を供給していくというやり方だった。これを反省して、供給を主体とした管理から需要を主体とした管理に変えていくということだが、今のところ理念にすぎない。この理念をどう具体化していくのか。流域委員会の考え方を示し、問題提起をしていく必要がある。

・誰のための水需要管理なのか。「現在の人間のためなのか」等の視点が必要になってくる。また、住民の考え方をどう反映させるのかという視点も必要になってくる。農業水文的な発想ではなく、理学水文的な発想から出発して利水を考えて欲しい。水収支が基本的になっていくだろう。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：3名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

・委員会が利水安全度の根拠を河川管理者に求めるのは当然だが、それだけでは不十分だ。従来の渇水対策会議で取水制限の対象になっていたのは実績取水量であり、水利権量ではない。いつ変更されたのか。河川法には、渇水時には利水者相互に譲り合って対処しなさいという法文がある。その辺りがはっきりしないと大阪府は根拠のはっきりしない利水安全度に基づいて水需要予測を行ったことになる。今後、仮に水利権量に対して取水制限をするということになると、他の利水者はこれまでよりも被害を受けるということになる。逆に、水利権量と実績取水量が大きくかけ離れている大阪府は、渇水時には水が使いきれない事態を招くことになる。流域委員会は、これらについても河川管理者に説明を求めていかなくてはならない。

・従来、異常渇水時には河川法でうたわれている互助の精神で融通し合うという形だったが、昨年、大阪府は利水安全度に縛られた変則的な水需要予測を行った。委員会は利水安全度の関するデータを河川管理者に要求し、より突っ込んだ議論をして欲しい。大阪府の水需要予測が悪しき先例になることも考えられる。

・淀川河川事務所のHPでは「新しい具体的な整備内容シート」が公開されているので、きちんと報告すべき。4月に環境基本計画が閣議決定されたが、これについても国交省が報告すべきだ。日吉ダムの確保水量見直しは、もともと降雨の少ないところに建設したことが原因だ。ダム撤去についても検討していくべき。

以上

第7回利水・水需要管理部会の説明資料より抜粋

■審議資料1-1より

第7回利水・水需要管理部会では、審議資料1-1「平成17年度事業進捗状況報告」を用いて河川管理者より説明が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

利水

大項目番号：1

■大項目／利水事業

■番号／153～156

●現状の課題

淀川水系の水は、淀川流域以外の地域も含めた約1700万人の暮らしと経済を支えている。高度経済成長下、水需要を急増させることになり、水資源開発に係る法整備がなされ、平成3年度完成の琵琶湖開発事業をはじめとする水資源開発を実施し、水利用の安定化が図られた。しかし、近年の少子高齢化社会の到来や人口増の緩和等、社会経済の変化は急激であり工場の海外移転や資源循環型への転換などにより使用水量が減少している。このような状況の変化に応じて、水利権量と実水需要量に乖離が生じている。安定的な水供給の確保は各利水者に責務であるが、各利水者の安全度にアンバランスが生じている。農業用水に関しても、かんがい面積の減少、機械化等による営農形態の変化、排水分離等による水利用の実態が変化している。

さらに、地球規模の気候変動による降雨量の増大は今後渇水の危険性を高める恐れがある。

●河川整備の方針

琵琶湖の水位低下を抑制して河川の豊かな流れを回復することを目的とし、水需要抑制を図るべく、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化する。また、水利権の見直しと用途間転用や既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを具体的に進めていくために不可欠な作業である現場における水需要及び水需要予測を利水者から聴取し、精査確認を早急を実施する。更に、近年の小雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、平常時の情報交換などによる取水調整の円滑化を含めた施策を講ずる。



●具体的な整備内容

1) 利水者の水需要の精査確認【シート番号153】

利水者の水需要を精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し、具体的な水需要抑制施策に資する。

2) 水利権の見直しと用途間転用【シート番号154】

水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。

3) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し【シート番号155】

既設ダム等の効率的な運用操作、及び連携による効率的な補給について検討。

4) 渇水対策会議の改正を調整【シート番号156】

従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、更に平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。

○利水-1-1 利水者の水需要の精査確認

通し番号：153

■整備内容シート番号／利水1-1

■利水者の水需要の精査確認

●具体的な整備内容

利水者の水需要を精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し、具体的な水需要抑制施策に資する。

各利水者のダムへの今後の参画については、現時点では確定していませんが、個別にヒアリングを行ったところ、以下の方向であると聞いています。

利水者	現在の計画	現在の状況
大阪府	丹生ダム：2.474m ³ /s 大戸川ダム：0.4m ³ /s	丹生ダム・大戸川ダムへの利水参画について、将来の水需要の見直しを行っており、水需要の下方修正や転用により、撤退する方向です。
阪神水道企業団	丹生ダム：0.556m ³ /s 余野川ダム：1.042m ³ /s	丹生ダム・余野川ダムへの利水参画について、水需要の見直しあるいは利水者間での転用により撤退する方向です。
京都府	丹生ダム：0.2m ³ /s 大戸川ダム：0.1m ³ /s 天ヶ瀬再開発：0.6m ³ /s	天ヶ瀬ダム再開発・丹生ダム・大戸川ダムへの利水参画について、将来の水需要の見直しを行っており、水需要の下方修正により、天ヶ瀬ダム再開発、丹生ダム及び大戸川ダムへの利水参画により確保する予定であった0.9m ³ /sのうち0.6m ³ /sについては継続して参画する方向です。天ヶ瀬ダム再開発については、利水参画する見込みです。
大津市	大戸川ダム：0.0116m ³ /s	大戸川ダムへの利水参画について、現在水需要の見直しを行っており、その結果を踏まえて判断する意向です。
三重県	川上ダム：0.6m ³ /s	川上ダムへの利水参画について、将来の水需要の見直し、参画量は減少するものの、川上ダムへの利水参画は継続する方向です。
奈良県	川上ダム：0.3m ³ /s	川上ダムへの利水参画について、将来推計人口の大幅な下方修正を受けて、水需要を見直し、撤退する方向です。
西宮市	川上ダム：0.211m ³ /s	川上ダムへの利水参画について、将来の水需要の見直しは未確定ですが、将来の水需要の見直しあるいは利水者間での転用により、撤退する可能性も含めて検討しています。
箕面市	余野川ダム：0.116m ³ /s	余野川ダムへの利水参画について、給水人口の見直し等を踏まえ、大阪府営水道から給水を受けることにより、撤退する方向です。

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		L7-A
報告資料1	第1回利水・水需要管理部会検討会(2006.4.11)結果報告	L7-B
報告資料2	第2回利水・水需要管理部会検討会(2006.5.11)結果報告	L7-C
報告資料3	第3回利水・水需要管理部会検討会(2006.6.13)結果報告	L7-D
報告資料4	利水・水需要管理に係るこれまでの意見整理	L7-E
審議資料1-1	平成17年度事業進捗状況報告 -河川管理者提供資料-	L7-F
審議資料1-2	平成17年度事業進捗点検についての意見(案)(利水・水需要管理部会)	L7-G
審議資料2	水需要管理に向けて	L7-H
その他資料	委員会における今後のスケジュール	L7-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	L7-J
参考資料2	利水・水需要管理部会検討会(第1回～第3回)における主要な論点	L7-K

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方はP.34の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第9回住民参加部会

- 開催日時：2006年6月26日（月）10:00～13:10
- 場 所：国立京都国際会館 ROOM E
- 参加者数：委員13名 河川管理者（指定席）12名
一般傍聴者（マスコミ含む）44名



1. 決定事項

- ・住民参加部会は平成17年度事業の進捗点検の「計画-1-1 河川レンジャー」への意見を述べる。
- ・「平成17年度事業進捗点検について意見」および「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」への意見があれば、6/30正午までに庶務に提出する。提出された意見を参考に部会作業検討会にて住民参加部会としての意見（案）をとりまとめる。

2. 報告の概要

庶務より報告資料1「各種会議の結果報告」を用いて、第71回運営会議以降の会議の報告がなされた。

3. 審議の概要 平成17年度事業進捗状況の点検について

河川管理者より、各河川事務所での河川レンジャーの取り組みについて説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。その後、審議資料1-2「平成17年度事業の進捗点検についての意見（案） 住民参加部会」を用いて意見交換がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。

①「計画-1-1 河川レンジャー」に関する質疑応答

- ・河川レンジャーの処遇はこれからの活動基盤になる。各河川事務所共通の内容にしておくべきことだが、処遇について事務所間で協議されているのか。
 - ←現在は処遇についても各河川事務所の裁量で行っている。琵琶湖河川事務所では、発注した業務への報酬として、レンジャーからの月4回のご報告に対して約5万円/月の報酬をお支払いすることとしている。現段階は各河川事務所それぞれ工夫しているが、制度を確立するには共通の内容にしておくべきだろうという議論をしている（河川管理者）。
 - ←レンジャーからの報告内容とはどんなものなのか。
 - ←4月、5月はレンジャーの方々に「河川レンジャーとは何か」といった議論をして頂き、その報告をして頂いた。今後は、現地で活動をして頂こうと努めている（河川管理者）。
- ・河川レンジャー制度の規約を作っていく必要がある。
 - ←淀川では、規約（案）をもとに運営をしている。琵琶湖では、試行の段階の規約はつくっている。木津川上流では、今後の懇談会で規約を作っていくことになる。猪名川では、正式な規約はないが、運営検討会の規約に基づいて運営している（河川管理者）。

②平成17年度事業の進捗点検についての意見（案）に関する意見交換

- ・各河川特有の事情以外にも、事務所毎の考え方が出ているが、統一する必要はなく、むしろ違いがあった方がよいだろう。競い合って頂きたい。住民参加部会としては、提言で述べた内容を理解して頂いた上で試行してもらっているかどうかを点検する必要がある（部会長）。
- ・レンジャーの活動内容は地域特性に応じて決めればよいと思うが、地位・身分・報酬は統一すべきだ。
- ・「河川レンジャーの支援体制の確立」と「河川レンジャーの資質・技術の向上」は切り分けた上で意見を述べた方がよい。処遇については「常動的な非常動」程度で考えておくべだろう。
- ・河川レンジャー事業の中で、住民にどのような役割を担わせていくのか。検討して欲しい。
- ・「指定区間外区間・指定区間」より「直轄区間・非直轄区間」の方が誤解がなくてよいのではないかと。
- ・河川レンジャー育成のための講座や研修会は必要だとは思いますが、少人数のために研修会を開催するのは大変だろう。河川レンジャーに各種委員会に出席して頂くことが一番の勉強になる。
- ・住民参加部会は「河川レンジャー」の全般的な総括をする必要がある。各河川事務所の共通の課題と成果を河川管理者から報告してもらいたい。単なる進捗状況の報告にとどまらず、共通の成果と課題についてより具体的報告を行って欲しい。

- ・河川レンジャーは流域委員会が提案して、河川管理者が実践してくれている。河川管理者を勇気づけるような意見になればと思っている。進捗が遅れ気味だとは言え、河川管理者は一生懸命やっており、近々実現するところまできている。
- ・今後は、まずは「河川レンジャー制度の評価基準」を考えた後、個々の項目毎に評価していくという進め方がよいのではないかと。
- ・河川レンジャーについて意見を述べていくためには、河川毎に委員の分担を決めてチェックするという体制が望ましいと思っている。全委員で全ての資料をもとに議論するのは大変だ。

③今後の進め方について

- ・審議資料1-1「平成17年度事業進捗の点検選定項目案」および当日配付資料「住民参加部会における検討事項の抽出」として住民参加に係わる事業項目が抽出されているが、住民参加部会としては「計画-1-1 河川レンジャー」にのみ意見を述べる。審議資料1-1および当日配付資料は今後の検討資料とする（部会長）。

④一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案について

- ・審議資料2-2「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取等に関する見直し案」を用いて意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通りに決定した。主な意見は以下の通り（例示）。
- ・「見直し案」表紙3行目に「流域委員会は一般傍聴者や一般の方々からのご意見を非常に重視しており、この考えを変えるものではない」という文章を入れて欲しい。改善するが、これまでの考え方を変更するものではないという点を明記しておいて欲しい。
- ・「見直し案」表紙14行目「地球環境保全（省資源）」は「環境保全（省資源）」に変更して頂きたい（部会長）。
- ・委員会に提出して頂く意見の分量は「原則としてA4で6ページ以内」と明記しておくべきだ。
 - ←提出意見が6ページを超えている場合は、配付資料として掲載するかどうかについて庶務が委員長・部会長に確認するようにする（部会長）。
- ・添付資料は何ページでも提出して頂いてよいが、「傍聴者全員には配布しない」という扱いがよい。
- ・「3. <会議場等での資料配付の基本的な事項>についてお願い」の（3）後半「配付資料を事前に庶務宛に送付される場合…」以下は削除する（部会長）。
- ・「4. 著作権の保護に関する注意」については、「意見提出者は、著作権許諾の旨を明記した上で委員会（庶務）へ提出してください」を追加する。また、著作権許諾が明記されていない意見が提出された場合、庶務は意見提出者に注意を促し、必要に応じて許諾を得るための手助けをすることにする（部会長）。
- ・「見直し案」P4「一般傍聴者からの意見聴取について」④は、「発言時間は原則として3分間とする。ただし、発言が極めて重要な内容の場合は議長の裁量で発言の継続を認めることができる」とする（部会長）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：2名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・住民参加部会にも関わらず、傍聴している住民が少ない。この現状をどう捉えているのか。こういった状況にもかかわらず、住民意見の聴取方法を流域委員会だけで決めてよいのか。また、河川レンジャーの検討会や懇談会で出されている意見は公開されていない。部会検討会の内容も伝わってこない。全体委員会の検討課題にすべきだ。
- ・河川レンジャーの活動中のリスクマネジメントについて検討されているのか。河川レンジャーの活動の場は川であり、最悪の場合は死亡事故になる。現在のところ、河川レンジャーの処遇は公務員ではないようだが、水防団は準国家公務員として身分が保障されている。河川レンジャー活動が盛んになれば、事故も増える。河川レンジャーが事故を起こした場合のリスクマネジメントについての検討が必要だ。

以上

第9回住民参加部会の説明資料より抜粋

■審議資料1-2より

第9回住民参加部会では、審議資料1-2「平成17年度事業の進捗点検についての意見（案）住民参加部会」を用いて委員間で意見交換が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

計画

シートNo.計画1 章項目：5.1.2

■事業名／河川レンジャー

■河川名／淀川水系

<平成17年度事業進捗報告への意見>

○5月25日 第2回住民参加部会検討会での意見交換（結果報告より抜粋）

- ・直轄河川以外での河川レンジャー制度はどうなっているのか。
 - ←現在は制度作りの段階のため、直轄河川が河川レンジャー制度の範囲となっている（河川管理者）。
 - ←将来的には河川全体で取り組んで頂きたい。例えば桂川では、狭いエリアで直轄・非直轄に区別されている。直轄河川以外でもぜひ取り組んで欲しい。今後は直轄区間以外の自治体とも協力していくのか。
 - ←その方向で考えていきたい（河川管理者）。
- ・各河川事務所で進捗状況が違っているが、河川事務所間での情報交換はしているのか。
 - ←河川レンジャー制度は試行段階にあり、進捗状況や選定手順等、河川事務所によってバラバラだ。まさにこれから事務所間による全体会議を開いて話を詰めていく（河川管理者）。
- ・河川レンジャー制度の目標と問題点は？←整備計画を進めていくためには、地域住民との二人三脚が必要だが、全住民を相手にするのは難しい。河川の知識とリーダーシップを持った通訳代わりの機能を有した河川レンジャーを期待しており、一緒に河づくりをやっていく（河川管理者）。
 - ←木津川は大きな洪水を経験しているので、河川レンジャーには「洪水の怖さ」を伝えてもらうことも期待している（河川管理者）。
 - ←猪名川では住民活動団体と河川レンジャーの境界がはっきりしなくなった点が反省点だ。レンジャー制度によって、行政相手だと身構えてしまう住民との連携がとれやすくなると思っている（河川管理者）。
- ・清掃活動や動植物保護とは違う点での河川レンジャー制度を設計していく必要がある。・住民が河川のことを考える「きっかけづくり」が河川レンジャー制度の柱だろう。河川を自然教育の場として位置づけて欲しい。
- ・琵琶湖河川事務所の河川レンジャーアドバイザー委員会は評価機関なのか。また、河川レンジャーの任期1年はプランナーとしては短いと感じた。
 - ←評価ではなく、河川レンジャーの支援・補佐を行う。任期については「とりあえず」という位置づけた（河川管理者）。
- ・河川レンジャー選出の方法が明確になっている必要がある。（レンジャー公募のチラシについて）住民との通訳機能は「中立」であろうがなかろうが、可能だ。行政が選出する以上「中立」ではない。「中立」をことさら強調する必要はない。
- ・河川レンジャーについて河川管理者の全体会議が開かれたそうだが、各河川事務所の河川レンジャー制度を比較表で示してもらえればわかりやすい。
 - ←全体会議を通じて、それぞれの河川事務所で進捗も報告もバラバラだということがわかった。今後どう調整するかも含めて検討していく。どういう視点で表としてまとめればいいのか、教えて頂きたい。現時点では各河川事務所で方向性が違うので、横軸でまとめるのは難しい（河川管理者）。
- ・各河川事務所での取り組みの具体的な中身まで説明してもらえればわかりやすい。

■審議資料2-2より

第9回住民参加部会では、審議資料2-2「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取等に関する見直し案」を用いて委員間で意見交換が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取等に関する見直し案

川上 聡 委員

淀川水系流域委員会（以下、委員会という）は、発足当初から会議ならびに情報の公開を原則とするとともに、広く一般住民・傍聴者から意見を聴取し、審議に役立ててきました。一般住民・傍聴者の方々のご協力、ご支援に厚く御礼申し上げます。さて、これまで開催した委員会、部会等において、一部の意見提出や傍聴者発言により、委員会の健全かつ円滑な運営に望ましくない影響があったことは既にご承知のとおりです。そこで委員会では、一般住民からの意見聴取や傍聴者のご発言について下記のようなルールを定めることにいたしました。今後も一般住民からのご意見を真摯に聴取し、委員会審議のさらなる充実を期する所存です。ご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

（1）一般住民の意見提出について

従来、当委員会では、一般住民から寄せられた意見（文書）や資料の提出については、書式など（様式、紙数、版、白黒/カラーの別など）の取り決めがなく、また、それらの配布に当たっても、複数の委員会と部会等において同じ提出文書を繰り返し配布してまいりました。しかし、これらの行為は地球環境保全（省資源）の考え方とは相容れず、会議の運営経費の節減を考慮しないものであったことを真摯に反省し、今後は、一定のルール（別紙1）を定め、それに従って意見、資料を受け付け、委員、一般傍聴者、行政機関等にできるだけ無駄なく配布すべきであると考えます。

（2）一般傍聴者の発言について

従来、当委員会では、審議終了後に一般傍聴者から意見聴取を行ってまいりましたが、応々にして一部の傍聴者による、①審議内容と無関係の発言、②発言者の固定、③発言時間が長すぎる、などの実態がありました。今後は、一定のルール（別紙2）に基づき、できるだけ多くの傍聴者にご発言の機会を確保するとともに、一般傍聴者には簡潔明瞭で有意なご発言をお願いしたいと考えます。

※P1より抜粋。

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		J9-A
報告資料1	各種会議の結果報告（2006年6月26日現在未報告分）	J9-B
審議資料1-1	平成17年度事業進捗の点検選定項目案（住民参加部会）	J9-C
審議資料1-2	平成17年度事業の進捗点検についての意見（案）-住民参加部会-	J9-D
審議資料2-1	一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案	J9-E
審議資料2-2	一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取等に関する見直し案	J9-F
その他資料	委員課の今後のスケジュール	J9-G
参考資料1	委員および一般からのご意見	J9-H

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方はP.34の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2006.8月現在（五十音順、敬称略）

氏名	対象分野	所属等
綾 史郎	洪水、高潮・津波	大阪工業大学 教授
池淵 周一	水資源・水循環	京都大学防災研究所 教授
今本 博健	洪水	京都大学 名誉教授 木工技術研究会 会長
江頭 進治	河道形状・土砂移動	立命館大学理工学部 教授
岡田 憲夫	事業評価	京都大学防災研究所 教授
荻野 芳彦	農業関係	大阪府立大学 名誉教授
角野 康郎	植物	神戸大学理学部 教授
金盛 弥	洪水	元大阪府副知事
川上 聡	住民連携	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
川崎 雅史	景観	京都大学大学院工学研究科 助教授
澤井 健二	河川敷・水面利用	摂南大学工学部 教授
高田 直俊	洪水、河道形状・土砂移動	大阪市立大学 名誉教授 社団法人 大阪自然環境保全協会 会長
田中 真澄	住民連携	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人 市民環境研究所 副代表
千代延 明憲	住民連携	流域住民
寺川 庄蔵	住民連携	びわ湖自然環境ネットワーク 代表
寺田 武彦	法律	弁護士（元日弁連公害対策委員会委員長） 龍谷大学法科大学院 教授
戸田 直弘	漁業関係	滋賀県漁業共同組合連合青年会 理事
中村 正久	水環境	滋賀大学 環境総合研究センター 教授
西野 麻知子	動物	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター 総括研究員
本多 孝	住民連携	IPNET-Jインタープリテーションネットワーク・ジャパン 事務局長
水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
三田村 緒佐武	生態系、住民連携	滋賀県立大学環境科学部 教授
村上 興正	生態系、動物、景観	同志社大学 嘱託講師
村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授
谷内 茂雄	生態系	総合地球環境学研究所研究部 助教授

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で委員会、部会、検討会^①の議事録、資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

※平成18年8月29日以降のみで資料は検討中のものは除かせていただきます。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。



郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。（宛先については裏面をご覧ください。）

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せて記入いただけますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

「淀川水系流域委員会ニュースレター」発行にあたって

これまで委員会と部会の都度、それぞれ発行してきました「委員会ニュース」と「部会ニュース」を今号より統合し、委員会活動をよりご理解いただけるよう「淀川水系流域委員会ニュースレター」としてリニューアルいたしました。

紙面につきましてもカラー刷から2色刷に変更し、経費面でも工夫することといたしました。この関係で図表等についてやや見づらくなった箇所もありますが、詳細は淀川水系流域委員会ホームページなどをご覧いただくようお願いいたします。

今後とも親しみのもてる広報誌の発行を心がけたいと存じます。淀川水系流域委員会ニュースレターをどうぞよろしくお願いたします。